

件名:西豪州政府による公衆衛生・社会的措置の緩和実施(COVID-19 関連)

【ポイント】

●西豪州政府は、14日(木)00:01より、公衆衛生・社会的措置の更なる緩和を実施すると発表しました。

【本文】

1 西豪州政府は、14日(木)00:01より公衆衛生・社会的措置の更なる緩和を実施すると発表しました。

2 緩和後の主な措置は以下のとおりです。

- ・接触者登録は病院でのみ必要
- ・自宅や屋外での集まりに制限を設けない
- ・国際線及び国内線の旅行者に対する、到着時の RAT 検査は不要
- ・濃厚接触者の定義は、COVID-19 陽性者の家庭内接触者または親密なパートナー、つまりマスクを着用せずに陽性者と同居または宿泊し、累積接触時間が4時間以上になった者。あるいは、WA ヘルスから濃厚接触者であると指示された者。

3 その他詳細については下記メディアステートメント及び WA 政府にご確認下さい。

<https://www.mediastatements.wa.gov.au/Pages/McGowan/2022/04/Public-health-and-social-measures-to-ease-from-12-01am-tomorrow.aspx>

(メール発信者)

【在パース日本国総領事館】

電話: +61-8-9480-1800

ホームページ: <http://www.perth.au.emb-japan.go.jp/>

※このメールは在留届、たびレジに登録されたメールアドレスに配信されております。

※「たびレジ」簡易登録をされた方で、メールの配信を変更・停止したい場合は、以下の URL から停止 手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>